

主義の中間に位置する教理であり、聖書の啓示性は肯定するものの、聖書
を無謬の書とは捉えず、科学をも尊重するものであって、後述の通り宗教
と科学の統一を標榜している点では自由主義寄りである。」

第二に、一神教に対する原判決の捉え方は、これまでキリスト教会にお
いてなされてきた組織神学の努力を無視するものである。「組織神学」と
はキリスト教の教えをより論理的・体系的に説明しようとする試みであり、
「神論」、「創造論」、「墮落論」、「キリスト論」、「救済論」、「教
会論」、「終末論」などからなる。代表的なものとしては、トマス・アク
ィナスの『神学大全』、宗教改革者カルヴァンの『キリスト教綱要』、1
9世紀初頭のドイツの神学者シュライエルマッハーの『信仰の学』などが
あるが、統一教会の教理解説書である『原理講論』は、「創造原理」、「墮
落論」、「メシヤ論」、「終末論」、「復帰原理」からなり、教理の論理
的・体系的説明を試みている点において、一つの組織神学と言うことがで
きる。なお、統一原理を神学的観点から体系化したものは統一神学と呼ば
れ、統一運動の一環として設立された米国の統一神学校においては、統一
神学も組織神学の研究対象とされているが、統一神学を正統的なキリスト
教神学の伝統の上に立ちながらも、その課題や矛盾点を解決する画期的な
神学として高く評価する一般の研究者も存在している。

被控訴人らは、「原理講義」のビデオや講義を聞くことを通して、論理
的・体系的に教義を理解した土台の上で信仰を持つに至ったものであり、
単なる情緒や神秘主義によって信仰を持つに至ったものではない。一審原
告らが受けた教化の過程で膨大な時間が講義に費やされていることからし
ても、「言葉による論理的な説明を受けて信仰に至ったのではない」とす
る原判決の認定は本件には全く当てはまらない。被控訴人らがビデオやセ
ミナー、トレーニングで受講した講義内容を詳細に写し取った講義案や講
義ノートの内容からもそれは明らかである（甲B104の1～36頁、同